

I. 反対尋問

- 5 1. 検察レジュメ 5 頁 21 行目において、(偽造)運転免許証の「携帯は備え付けによる行使と価値的に等しい」とあるが、どのような点が『価値的に等しい』のか。
2. 検察側は検察レジュメ 2 頁 2 行目以下において、偽造私文書行使罪(161 条)の「行使」は、「偽造・変造または虚偽作成にかかる文書を、真正文書もしくは内容の真実な文書として他人に認識させ、または認識しうる状態におくこと」と指摘しているが、「認識しうる状態」が成立すれば「行使」したと本当にいえるのか。
- 10

II. 学説の検討

1. 作成者の意義について

検察側と同様の理由で B 説を採用する。

15 2. 資格の冒用における名義人の特定について

- 文書に対する罪の保護法益は、文書に対する公共の信用である¹。そして狭義の偽造とは名義人と作成者の同一性を偽ることであるところ、刑法は形式主義を採用し、原則として有形偽造を処罰の対象としている。なぜならば、不真正文書の場合、名義人に到達できず、その者の責任追及ができないため、文書に対する公共の信用が大きく損なわれることになる。対して、内容が虚偽であっても名義人と作成者の同一性があれば、その者に責任追及がなしえ、文書に対する信用の回復を図ることができるからである²。
- 20

そうだとすると、資格の冒用は、資格を勝手に使用した無形偽造にすぎず、作成者と名義人は一致している。したがって、その者に対する責任追及として文書の信頼を図ることができる³から実質的に名義人を特定する必要がない。よって、検察側は b 説を採用せず、

25 a 説を採用する。

3. 免許を携帯しての自動車運転が「行使」にあたるかについて

- そもそも、かかる「行使」とは、偽造等文書を、真正な文書ないし内容真実な文書として使用することであり、人に偽造等文書の内容を認識させ、または認識可能な状態に置くことである⁴。何故なら、私文書偽造罪の保護法益は文書に対する公共の信用であり、文書は名義を含めて、その表示内容が信用の核心であるから、表示を認識する可能性が生じれば、すでに当該文書に対する公共の信用が損なわれる危険が認められるからである。そして、行使の方法としては、呈示、交付、閲覧に供すること等、相手に認識可能な状態に
- 30

¹ 西田典之『刑法各論〔第6版〕』(弘文堂,2012年)353頁。

² 木村亀二「刑法各論」(法文社,1952年)250頁参照。

³ 西田・前掲 373頁参照。

⁴ 最大判昭和44年6月8日。刑集23巻7号950頁。

する様々な態様があり得る⁵。

これに関連して、偽造にかかる運転免許証を携帯して自動車運転する行為が私文書偽造行使罪にあたるか。というのも、確かに、運転者は運転中に警察官等から表示を求められることはあり得るが、単に公道上を運転しているだけで、運転免許証を「相手に認識可能な状況に」したと言えるか問題だからである。この点、上述の保護法益から考えると、文書の内容を示すことが重要であるから、携帯しているだけですでに、それが真正な免許証であることを運転者が暗黙裡に表明していると解するのは失当である⁶。このように考えると、 α 説には賛成できない。

したがって、弁護側は β 説を採用する。

10

III. 本問の検討

1. 甲の国際免許証と酷似した文章（以下、「本件文書」という）を作成した行為に、有印私文書偽造罪（159条1項）が成立しないか。

159条1項の要件は、①行使の目的で、②他人の印象若しくは署名を使用して、③権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を④偽造することである。以下、各要件について検討する。

(1)まず①について検討する。本件では、甲は自ら使用する目的で本件文書を作成している。したがって、「行使の目的」が認められる。

(2)次に②について検討する。この点、「印章」とは人の同一性を証明するための一定の象形をいう。本件においては、本件文書の表紙に、英語で B 旅行連盟と刻されていることから、甲は自分ではない B 旅行連盟の印章を使用したことが認められる。

(3)ア③について検討する。

まず「権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画」に該当するか否かという問題の前に、「文書」に当たるか、「文書」の意義が問題となる。

そもそも「文書」とは、(i)文字その他の可視的、可読的方法を用い、(ii)ある程度持続すべき状態において、特定の意思または観念を物体上に表示したもので、(iii)その表示の内容が、法律上または社会生活上重要な事項に関する証拠となりうるものをいう。

これを本件についてみると、(i)本件文書は表紙に英語とフランス語で、「国際運転免許証」等の文字が記載されていることから、文字による可読的方法によるものと言え、(ii)国際運転免許証に酷似した文書という形態によって持続性を持ち、通常「B 旅行連盟」が発給を認めなければ、作成されるものではないから、特定の観念を表示するものである。(iii)また、甲は本件文書を携帯して運転し、警察から確認をされた場合には社会的に信用性のあるものと認められる国際運転免許証と酷似した本件文書を提出する

⁵ 橋本正博『資格の冒用』西田典之ら編「刑法の争点」(有斐閣,2007年)240頁。

⁶ 橋本・前掲 240頁。

ことが考えられるから、本件文書は社会生活上重要な事項に関する証拠になりうるものである。

したがって本件文書は、「文書」にあたる。

5 イ 次に、本件文書が「権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画」に当たるか検討する。

この点、「権利義務に関する文書」とは権利・義務の発生・存続・変更・消滅の効果を生じさせることを目的とする意思表示を内容とする文書をいう。本件では国際運転免許証を所持するということは、自身の属する国以外の別の国においても運転をすることができるといふ権利の発生を目的にした文書であると言える。そして「事実証明に関する文書」とは、実社会生活に交渉を有する事項を証明するにたりる文書のことをいう。そして国際運転免許証は、契約の締結に際して身分証明をすることもでき、権利又は義務の変動を確定的に記しておくためのものといえ、実社会生活上の交渉力を有したものと見える。

したがって本件文書は権利義務・事実証明に関する文書にあたり、③を充足する。

15 (4)④について検討する。

本件において、甲は B 旅行連盟として国際免許証を作成しているところ、発行権限のない団体名義でした作成行為は「偽造」にあたるか。

偽造とは、名義人と作成者との人格の同一性を偽ることをいう。この点弁護側は B 説を採用し、文書の「作成者」は文書における意思の表示者であるとする。本問において、20 文書の作成は B 旅行連盟が甲に委託しており、「作成者」は B 旅行連盟である。

次に名義人と作成者の人格の同一性について検討を加える。弁護側は a 説を採用するから、「名義人」は形式的に判断するところ、本件文書の表紙には英語で B 旅行連盟と印字されており、B 旅行連盟が発給者として認められるものであった。とすれば、「名義人」は B 旅行連盟である。

25 よって、名義人と作成者は一致しており④「偽造」にあたらない。

(5)甲に有印私文書偽造罪は成立しない。

2. 予備的に甲に有印私文書偽造罪が成立したとして、甲に有印偽造私文書行使罪(161 条 1 項)が成立しないか。

(1)甲は本件国際運転免許を運転の際携帯していたところ、「行使」にあたるか。

30 この点、弁護側 B 説を採用する。本問では甲は単に本件文書を運転に際して携帯していたのみであって、外部に文書を提示したという事情はない。したがって、かかる行為は、「行使」とはいえない。

(2)甲に有印偽造私文書行使罪は成立しない。

3. 甲は正当な国際免許を所持せず自動車を運転しており、道路交通法違反の罪(64 条、117 35 条の 2 の 2 第 2 号)が成立する。

IV. 結論

甲に道路交通法違反の罪(64条、117条の2の2第2号)が成立する。

以上